

## みんなが使いやすい空港旅客施設計画資料改定検討の概要

### 1. 目的

空港旅客施設におけるバリアフリー対策は、みんなが使いやすい施設へと整備水準を高めるため、1994年（平成6年）に「みんなが使いやすい空港旅客施設新整備指針（空港旅客施設計画資料）」を策定した。その後、同年9月に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）、2000年（平成12年）に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）等、相次いでバリアフリー関連の法律等が制定され、新たな時代要請や技術革新に対応するため「みんなが使いやすい空港旅客施設計画資料」（以下「空港旅客施設のバリアフリーに関するガイドライン」という）2002年（平成14年）に策定し、その後、2008年（平成20年）の改定を経て現在に至る。

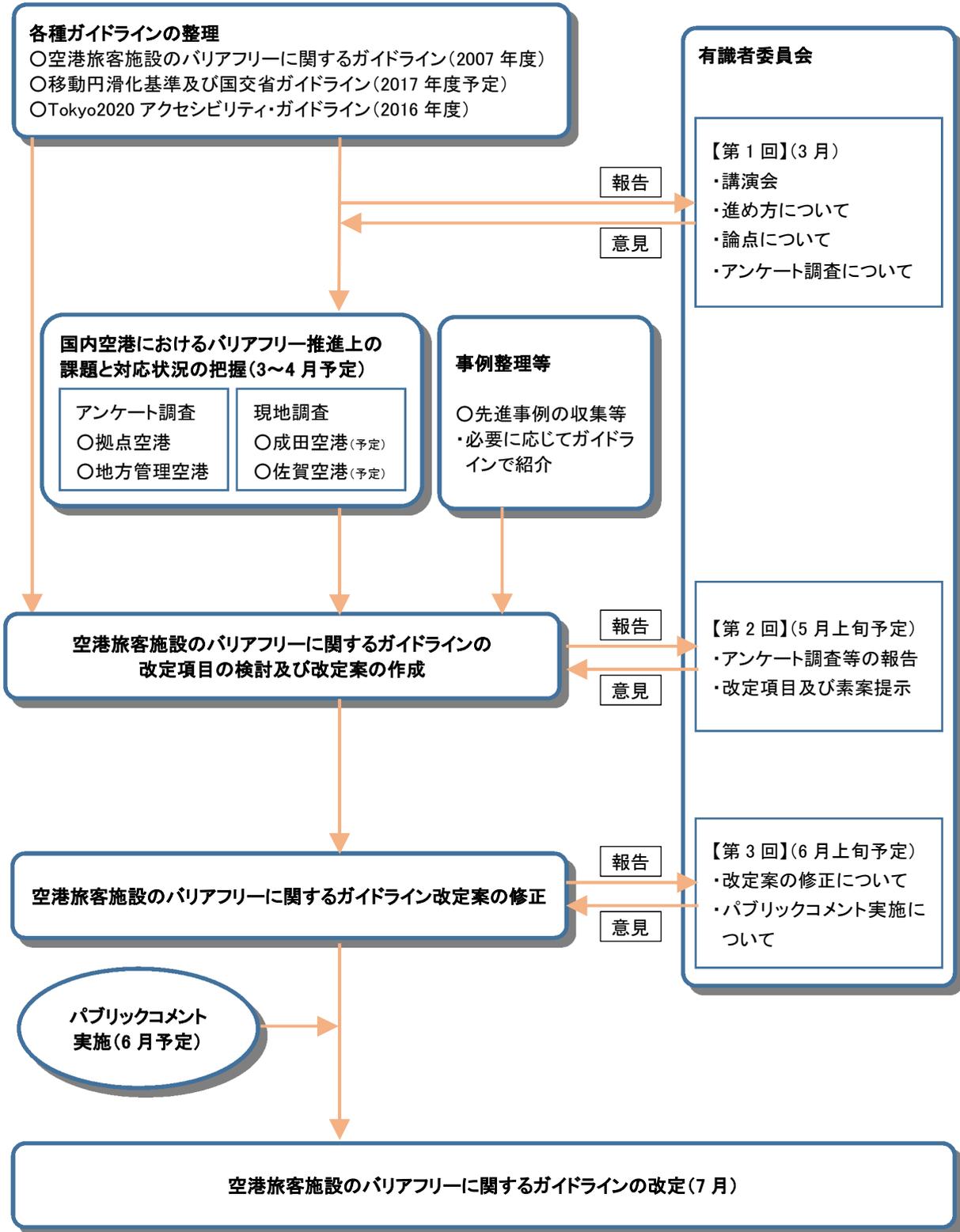
空港旅客施設のバリアフリーに関するガイドラインの最後の改定から10年が経過し、わが国では、高齢化の更なる進展、障害者差別解消法の施行、訪日外国人の増加、2020年（平成32年）の東京オリンピック・パラリンピックの開催の決定等、バリアフリーやユニバーサルデザインを取り巻く環境は大きく変化してきている。

こうした中、ユニバーサルデザイン2020行動計画では高いレベルのバリアフリー化を進めていくことの重要性が示されており、具体的施策の中では、公共交通移動等円滑化基準（以下、「基準」という）やバリアフリー整備ガイドライン（以下、「国交省ガイドライン」という）の改正、空港旅客施設のバリアフリーに関するガイドラインの改定等が掲げられている。

以上を踏まえ、本検討は、基準及び国交省ガイドラインの改正内容を踏まえ、我が国の空港における対応状況や課題等を整理し、空港旅客施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化をより一層推進することを目的として、空港旅客施設のバリアフリーに関するガイドラインを改定するための検討を行うものである。

## 2. 実施フロー

以下に検討のフローを示す。



### 3. スケジュール

■基準・国交省ガイドラインに関するスケジュール	
○基準、ガイドラインについてパブリックコメント実施	2月～3月中
○官報公示（基準）	3月30日（金）
○ガイドラインプレスリリース	3月30日（金）
■本検討に関するスケジュール	
○第1回検討委員会	3月9日（金）
○アンケート調査・現地調査の実施	3月～4月予定
○第2回検討委員会	5月上旬予定
○第3回検討委員会	6月上旬予定
○パブリックコメント	6月予定